

教職員 各位

会計課長  
学術情報課長

インボイス制度開始に伴う会計様式書類並びに手続の変更について（通知）

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されることに伴い、本学では各会計業務について以下のとおり対応する事を通知します。

記

## 1. 【周知事項】インボイス対応開始日について

10月1日以降に取引（納品・提供）された物品・役務が対象です。

- ① 2023年9月以前に取引をし、2023年10月以降に請求する場合  
→インボイス対応は不要です
- ② 2023年10月以降に取引をし、2023年10月以降に請求する場合  
→インボイス対応が**必要です**

## 2. 【学内者対応】立替金請求について

- ・ 立替金請求書に「消費税」「登録番号」項目を追加  
別紙様式①の記入例の通り、入力の上会計課に提出願います。
- ・ 押印を廃止  
今後は立替金請求書や領収書など全て原則データでご提出願います。  
※立替金請求書はエクセルデータでご提出ください。PDF等に変更しないでください。

## 3. 【学内者→学外者に依頼:必須】インボイス発行事業者の事前確認について

- 10月1日以降に謝金や旅費を支給する予定の学外者に対して、事前に別紙「本学から支払いを受領する学外者へのお願い」を配布してください。
- (※) 原則国内在住の方にのみ配布いただければ構いません。  
国外在住者や非居住者（日本入国1年未満）は不要です。

## 4. 【学内者→学外者に依頼:個別対応】提出書類の変更点について

(1) 旅費について変更事項(別紙様式②参照)

**【前提:旅行(命令・依頼)申請書は従来通り紙で提出願います】**

・「旅行(命令・依頼)申請書・報告書」に「適格請求書発行事業者登録番号」欄を追加  
インボイス発行事業者の場合、必ず登録番号を記入してください。

適格請求書インボイス発行事業者でない場合も、「該当なし」など記入願います。

(2) 謝金について変更事項(別紙様式③-1、③-2、④-1、④-2、⑤)

**【前提:インボイス事業者に謝金業務を依頼する場合について】**

**様式は、インボイス発行事業者用の適格請求書としては使用出来ません。**

**インボイス発行事業者に謝金業務を依頼する場合、別途対応が必要となります。**

**原則事前に会計課までご連絡ください。**

・インボイス発行事業者の場合、原則先方が用意する適格請求書を使用

インボイス発行事業者に謝金業務を依頼する場合、原則会計課が用意する様式ではなく、先方が使用する適格請求書を提出してもらってください。出勤簿、業務完了報告書等に代わって謝金支給に使用します。

先方が適格請求書を用意出来ない場合は、会計課作成の様式を別途提供いたします。

・押印を廃止

これまで書類に押印が無い場合は別途メールでの確認報告をお願いしていましたが、

**10月1日以降は全て不要です。**

これに伴い、**支給調書なども含めたすべての書類を原則データで提出願います。**

**また、PDFに加工せず、エクセルやワードのままを入力・提出ください。**

書類提出の詳細は別添様式を参照願います。また、会計課HPからも入手可能です。

・謝金業務が「課税対象」か、「不課税対象」かで分けて様式を作成

インボイス発行事業者でない方の謝金業務であっても、「課税対象」(消費税が発生する業務)であれば、経過措置として6年間は条件付きで仕入れ控除の対象になります。

そのため、ほぼ従来通りの書類様式(様式③-1、④-1、⑤)は今後「不課税対象」の業務に使用してください。

新しい様式(様式③-2、④-2)は、「課税対象」の業務に使用してください。

次ページにケースを例示しておりますが、不明な点は会計課にお問い合わせください。

(補足) 課税、不課税は主に以下の通り区分します。不明な場合、会計課にご相談ください。

【不課税】

(1) 海外在住者(非居住者)の謝金業務、日本国外での業務

→様式③-1、④-1をご利用ください

(2) 「会議打ち合わせ等業務」

→様式③-1、④-1をご利用ください

(3) 「研究補助等」「留学生チューター」

→様式⑤をご利用ください

【課税】

(1) 「講演(一般)」「コメンテーター・パネリスト・情報提供・ディスカッション」

→様式③-2をご利用ください

(2) 「原稿」「校閲」「翻訳」「指導・助言・実技・実習等」etc…

→様式④-2をご利用ください

(3) 業務委託の変更事項(別紙様式⑥)

**【前提：インボイス事業者による業務委託をする場合について】**

謝金同様、様式はインボイス発行事業者用の適格請求書としては使用出来ません。

インボイス発行事業者による業務を依頼する場合、別途対応が必要となります。

原則事前に会計課までご連絡ください。

・インボイス発行事業者の場合、原則先方が用意する適格請求書を使用

インボイス発行事業者による業務委託をする場合、原則会計課が用意する様式ではなく、先方が使用する適格請求書を提出してもらってください。

先方が適格請求書を用意出来ない場合は、会計課作成の様式を別途提供いたします。

・業務が「課税対象」か「不課税対象」かで分けて様式を作成

謝金同様、インボイス発行事業者でない方の謝金業務であっても、「課税対象」と「不課税対象」で様式を分けて書類作成願います。

様式⑥の記入例を参照のうえ、エクセルシート「課税」「不課税」を使い分けてください。

<参考 URL>

○会計課HP 各種様式ダウンロード

<http://www.tufs.ac.jp/common/is/kaikei/index.html>

【本件担当】

総務企画部会計課調達経理係

TEL : 042-330-5138

E-mail : [kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp](mailto:kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp)

(図書の立替請求について)

総務企画部学術情報課受入係

TEL : 042-330-5597

E-mail : [toshou-ukeire@tufs.ac.jp](mailto:toshou-ukeire@tufs.ac.jp)